

えがお 愛顔つなぐえひめ国体伊予市競技用具整備要項

(平成27年11月24日 第3回競技式典専門委員会決定)

1 目的

この要項は、「伊予市競技会運営基本計画」に基づき、伊予市で開催する愛顔つなぐえひめ国体及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という）の競技運営に万全を期するため競技用具の整備について、必要な事項を定める。

2 競技用具の種別

この要項でいう競技用具とは、競技会場及び練習会場における、次表の各区分に該当する用具をいう。

区分		内容	例示
競技用	備品	競技を実施するために直接必要な備品（施設及び施設に付帯するものは除く。以下同じ。）	ゴールポスト、支柱、得点板、防球フェンス等
	消耗品	競技を実施するために直接必要な消耗品	ボール、フラッグ、ラインテープ、笛等
運営用	備品	競技を実施するために直接必要な備品以外のもの、競技運営に必要な備品	机、テント、放送器具等
	消耗品	競技を実施するために直接必要な消耗品以外のもの、競技会運営に必要な消耗品	事務用品、記録用紙等

3 規格及び数量

競技用具の規格及び数量については、県、競技団体等と十分協議のうえ、規格を満たしたものを必要数整備する。

4 競技用具の整備

- (1) 原則として、大会時に使用可能な現有の競技用具を活用する。
- (2) 大会終了後の利活用が困難であると予想される競技用具並びに現有の競技用具で不足する場合はできる限り借用とする。
- (3) 上記(1)(2)により整備してもなお不足する競技用具については、購入する。
- (4) 整備時期は、競技別リハーサル大会の実施などを考慮して調整する。

5 競技用具の転用及び処分

整備した競技用具の転用及び処分については、大会終了後、購入した者の責任において行うものとする。

6 その他

この要項に定めるもののほか、競技用具整備に必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成27年11月24日から施行する。